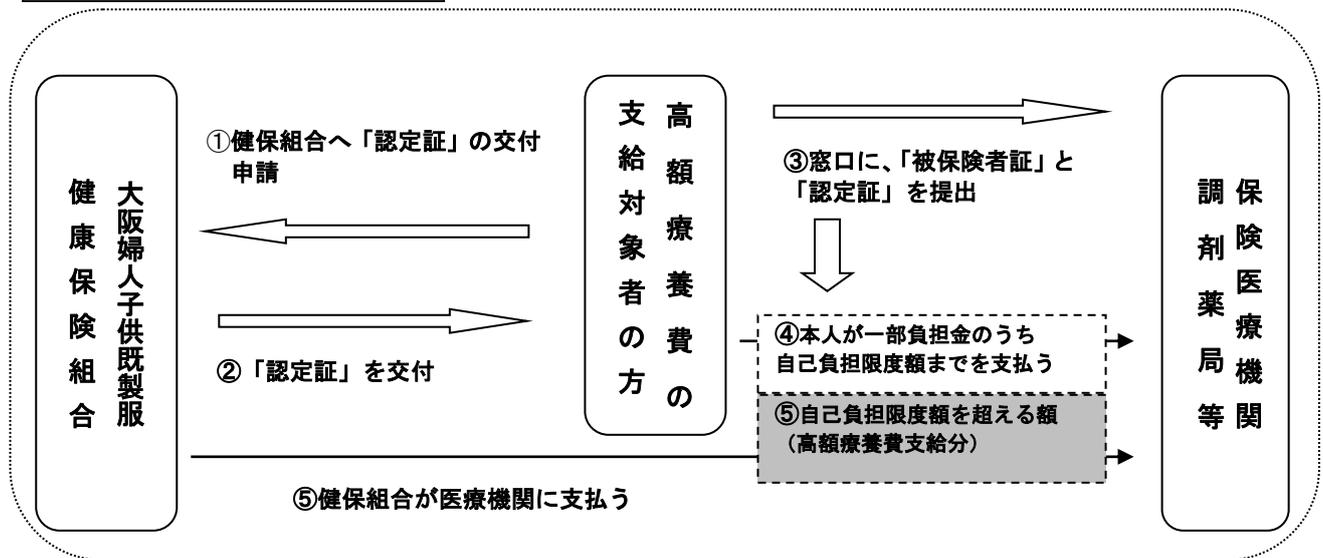


限度額適用認定証の申請について

- 70歳未満の方（住民税非課税者を除く）が、高額療養費の支給対象となる場合、事前に健康保険組合で限度額適用の認定を受けることにより、医療機関での一部負担金等の支払いを、高額療養費の自己負担限度額までとすることができます。
- 70歳以上75歳未満の方（住民税非課税者を除く）は、医療機関で「高齢受給者証」を提示することで、一部負担金の支払いを高額療養費の自己負担限度額までとすることができます。ただし標準報酬月額が28万円から79万円以下の方は、限度額適用認定証の交付が必要です。
- 多数該当や世帯合算の取扱いとなる場合は、健康保険組合から差額分の追加支給のお知らせをいたします。

限度額適用認定証交付の流れ



【70歳未満の方の1ヶ月あたり的高額療養費の自己負担限度額は次のとおりです。】

（平成27年1月から、認定区分および自己負担限度額が改定されました。）

認定区分		一部負担金のうち自己負担限度額
区分ア	標準報酬月額83万円以上の方	252,600円+(医療費総額-842,000円)×1% ◇多数該当 140,100円
区分イ	標準報酬月額53万~79万円の方	167,400円+(医療費総額-558,000円)×1% ◇多数該当 93,000円
区分ウ	標準報酬月額28万~50万円の方	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% ◇多数該当 44,400円
区分エ	標準報酬月額26万円以下の方	57,600円 ◇多数該当 44,400円

◇「多数該当」とは、同一世帯で直近1年間に3回以上高額療養費が支給された場合、4回目から自己負担限度額が軽減される取扱いです。

※ なお、70歳未満および70歳以上75歳未満の住民税非課税の方は、別様式「健康保険限度額適用・食事療養標準負担額減額認定申請書」で交付申請してください。

認定のうえ「健康保険限度額適用・食事療養標準負担額減額認定証」を交付します。

—— ご不明な点がございましたら、健康保険組合（TEL06-6262-1657）までお願いします。——